

平成 29 年度事業報告

国際観光における動向

国連世界観光機関（UNWTO）によれば、平成 29 年の世界全体の国際観光客到着数は、前年比 7%増となり 13 億 2,200 万人に達した。日本を含むアジア太平洋地域の国際観光客到着数は 6%増の 3 億 2,400 万人となり、同地域の観光需要は引続き堅調であると言える。我が国においても、訪日外国人旅行者数は大幅に増加しており、平成 29 年の訪日外国人旅行者数が過去最高の 2,869 万 900 人、前年比 19.3%と順調な推移をみせ、観光をめぐる動きはより一層、力強いものとなっている。

活動概要

当財団が支援を行っている国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所をめぐる動きとしては、平成 29 年 2 月に国連大学内に東京事務所を開設したことで、国連機関や政府、主要な観光団体等と密に連携することができるようになり、その活動範囲が今まで以上に広がった。また、2017 年は国連が定めた「持続可能な観光国際年」であったことから、駐日事務所では観光庁や国内の UNWTO 賛助加盟員と協力し、関連イベントの開催や各種媒体を通じてプロモーションを行い、年間を通じて観光の果たすべき役割に対する認識の向上に努めた。

当財団は今年度においても一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性の確保に留意しつつ、当財団の支援の効果を高めるために、駐日事務所が UNWTO の地域事務所として、本部の指示や加盟国のニーズに応えるために行う取組みに対して重点的に支援を実施した。また、駐日事務所が実施する UNWTO の活動に関する情報発信や UNWTO の情報発信ツールを用いた日本の観光情報等の海外への発信に対しても支援を実施した。また、外国人職員を継続して雇用する等組織の国際化、UNWTO 関連業務のレベルの向上を図った。

項目ごとには以下のとおり。

1. 国連世界観光機関駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本を含む）における観光振興のための活動に対する支援

- ・ UNWTO 関連の情報の周知として UNWTO ツーリズム・ハイライト、UNWTO 世界観光指標に関する UNWTO 本部発行のプレスリリース、責任ある旅行者になるためのヒントの日本語版を作成。UNWTO ツーリズム・ハイライトについては、UNWTO 本部ウェブサイトに掲載。
- ・ 「UNWTO 総会」、「東アジア太平洋及び南アジア地域合同委員会」、「観光統計に関する国際会議」、「雪と文化の世界観光会議 in 山形」、「UNWTO アジア太平洋エグゼクティブ・トレーニングプログラム」等における UNWTO 会議の運営支援を実施。
- ・ 関空旅博、ツーリズム EXPO ジャパンの UNWTO ブース等の場を利用し、「観光倫理憲章」や「責任ある旅行者になるためのヒント」の日本語版冊子の配布やパネル展示を行い、国内における世界観光倫理憲章の理念の普及を促進。
- ・ ツーリズム EXPO ジャパンでは UNWTO 本部職員の来日の機会を捉え、UNWTO のブースを出展し「持続可能な観光国際年」の広報活動を実施。また、ブースでは大学合同のゼミを開き学生に対して UNWTO 賛助加盟員（企業・団体）が講義を行い、持続可能な観光に対する取組や情報の共有とともに、学生等と交流することで知見を広めた。
- ・ 駐日事務所及び APTEC のウェブサイト、UNWTO 本部や国連広報センターのウェブサイト、Facebook 等のソーシャルメディア、APTEC 通信、APTEC ニュースレターを通じて情報発信を強化。
- ・ ベトナムからの留学生（立命館アジア太平洋大学）をインターンとして受入。

2. 地方公共団体等が行う観光交流促進に関する宣伝活動等に対する支援

- ・ 奈良県及び和歌山県、三重県が連携する紀伊半島滞在型観光プロモーション事業を支援。
- ・ 奈良県外国人支援センターの協力を得ながら国際交流サロンにおける国際交流の推進。地元の外国人留学生との観光促進に関する意見交換会への協力。
- ・ 観光を学ぶ学生に対する UNWTO の活動への理解増進、若年層の国際感覚の涵養への貢献及びキャリア形成への支援として、高校3校、大学1校での講義に職員を派遣。

実施事業内容

第1：国連世界観光機関駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本を含む）における観光振興のための活動に対する支援

[当財団定款第4条（1）、（4）、（5）、（6）]

1. 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所の活動に役立つテーマを選択し学術的調査・研究を実施する事業。

- (1) UNWTO Knowledge Network、国連大学、大学等の研究機関や観光産業関係者とのネットワーク形成、研究者データベースの構築や連絡協議会の企画・立案、実施に対する支援

当財団では、国内外で開催される UNWTO 国際会議やセミナーにおいて構築したネットワークを活用し、観光関係の研究者のデータベースの作成を支援した。

- (2) UNWTO 出版物の翻訳刊行、UNWTO が取りまとめた観光統計データや UNWTO における研究成果などの情報周知

[公益目的支出計画 継続事業1（イ）]

駐日事務所では、UNWTO が公表している観光統計に関する情報を適時適切に公表する取組みを実施している。

①日本語での情報発信

ア. UNWTO ツーリズム・ハイライト (UNWTO Tourism Highlights)

過去1年間の観光統計データを基に、国際観光の概要を紹介するもの（年1回発行）。当財団が和歌山大学と協力し翻訳した日本語版は、UNWTO 本部ウェブサイトからダウンロードが可能。

イ. UNWTO 世界観光指標 (UNWTO World Tourism Barometer) に関する

UNWTO 本部のプレスリリース

UNWTO 世界観光指標は、最新の観光動向及び観光の短期的な動きを捉え、タイムリーな情報を提供することを目的として定期的に出版されている（年6回発行）。同出版物（英文）の閲覧は有料となっているが、プレスリリースに記載されている要約を日本語に翻訳し、メディアや学術機関、APTEC 賛助会員等に提供した。

ウ. 責任ある旅行者になるためのヒント (Tips for a Responsible Traveller)

「持続可能な観光国際年」の取組みの一環として作成されたこのヒントは、観光が旅行者自身また旅行者を受け入れる側にとって価値のあるものにするための、旅行者に対する心構えや考え方のポイントを紹介している。当財団は和歌山大学と協力でこの日本語版を作成し、プレスリリースや駐日事務所のウェブサイトからの展開、さらに旅行業界やツーリズム EXPO ジャパン等の機会を通して、広く周知を行った。

② UNWTO 観光統計等に関する問合せ対応

通年、メディア及び学術機関、図書館、研究部門、観光部門等、多方面からの UNWTO の観光統計に関する問合せに対応を行った。国際観光客到着数・国際観光収入の速報及びアウトバウンドデータに関する質問及び観光の定義、UNWTO の出版物の紹介等、回答にあたって UNWTO 本部と連絡調整を行いながら、適切に情報提供を実施した。

③ 世界観光倫理憲章の周知

関空旅博において 1999 年に UNWTO 総会で採択された「責任ある持続可能な観光」の規範となる「世界観光倫理憲章 (The Global Code of Ethics for Tourism)」の周知を図った。

(3) 国際相互理解促進に役立つ調査・研究事業等

[公益目的支出計画 継続事業 1 (イ)]

① 東アジア地方政府会合

奈良県からの依頼による本保駐日事務所代表の発表。その中で観光における動き及び奈良県の観光事例について言及した。

開催日：2017 年 5 月 11 日

場 所：中国・成都

② 日韓観光代表者意見交換会

一般社団法人全国旅行業協会 (ANTA) 二階会長をトップに日韓の人的交流を図るため観光業界関係者で組織した訪問団により、観光商品の開発など両国の観光交流を増やすための行事に参加した。

開催日：2017年6月10日～12日

場 所：ソウル/木浦市・韓国

③ バングラデシュナイト

UNWTO アジア太平洋地域メンバーであるバングラデシュ大使館主催のイベントにおいて参加者に対し UNWTO の概要及び取組みを紹介した。

開催日：2017年9月25日

場 所：東京

2. 観光交流促進支援事業

駐日事務所が国内外で実施する観光交流促進のための観光開発・普及等を支援する事業。

駐日事務所では UNWTO が主催もしくは協力を行う会議の運営に関わることにより UNWTO 本部との調整、UNWTO 加盟国からのニーズ把握、参加国や参加団体との今後のための連携を図っている。

平成29年度に駐日事務所が参加・運営に関わった会議は以下のとおり。

(1) UNWTO 総会/地域合同委員会への参加・運営支援

① 第29回東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会への参加・運営支援

合同委員会（毎年開催）において、アジア太平洋地域 20 か国以上からの参加があった。同委員会において UNWTO は前回の同委員会以降の事業や今後の事業計画等について報告を行い、駐日事務所も地域事務所として活動報告を行った。また、駐日事務所は UNWTO アジア太平洋部と共に同委員会及び委員会後の「危機コミュニケーションに関する地域フォーラム」の運営を行った。

開催日：2017年5月15日～17日

場 所：バングラデシュ・チッタゴン

② 第22回 UNWTO 総会への参加・運営支援

UNWTO 総会（2年に1回開催）において UNWTO 加盟国・賛助加盟員等から約130ヶ国、1,300名以上の参加があった。UNWTO 総会では新事務局長の選出や、2018年1月～2019年12月までの2年間の UNWTO の事業・

予算等を採択、持続可能な観光の実現に向け、全ての観光利害者の責任を網羅する「観光倫理憲章」の条約化を承認した。駐日事務所は UNWTO の地域事務所として同総会に参加し、加盟国との連携を強化するとともに期間中開催される UNWTO 東アジア太平洋・南アジア地域委員会において、駐日事務所の活動報告を行った。

開催日：2017年9月11日～9月15日

場 所：中国・成都

(2) UNWTO 関連国際会議への参加・運営支援

① 第6回観光統計に関する国際会議

持続可能な観光国際年の取組の一環として UNWTO はフィリピン政府と共催で、観光の経済的・社会的・環境的影響に対応した統計の枠組み (Measuring Sustainable Tourism (MST) Initiatives) の構築を目指し開催された。同会議では 80 カ国以上から統計に関する有識者をはじめ 1,000 名が参加した。同会議において「マニラ宣言」が採択され、MST 構築にむけた UNWTO 及び政府、観光業界からの強い意志が表明された。駐日事務所は最新の観光統計の議論について情報収集を行った。

開催日：2017年6月21日～24日

場 所：フィリピン・マニラ

② ツーリズム EXPO ジャパン 2017 (TEJ)

ツーリズム EXPO ジャパン (TEJ) フォーラムで基調講演及び UNWTO 賞授与のため来日した UNWTO アジア太平洋部ス・ジン部長と TEJ に参加の自治体、観光団体等の業界関係者及び UNWTO 賛助加盟員との面談等の調整を駐日事務所が行った。

また同イベントのプログラム「第3回ジャパンツーリズムアワード」では、本保駐日事務所代表が審査委員長を務め、全国産業観光推進協議会の「地域産業を観光素材として交流人口拡大へ持続可能な取り組み」に対して UNWTO 部門賞を授与した。

開催日：2017年9月21日～24日

場 所：東京

- ③ 特別講演会「持続可能な観光国際年-Sustainable Tourism を目指して」
駐日事務所は東洋大学と共催で、UNWTO 本部ス・ジン部長、持続可能な観光国際年特別大使で旅行業界世界最大手 TUI AG 元会長であるマイケル・フレンゼル氏、英国サリー大学学部長で和歌山大学特別主幹教授でもあるグレアム・ミラー氏を迎えて開催した。350 名を超える学術機関、旅行業界、学生及び一般の方々に持続可能な観光の意義及び重要性について理解を深め、具体的な行動について考えてもらう機会を提供した。

開催日：2017 年 9 月 22 日

場 所：東京（東洋大学）

- ④ 第 32 回国民文化祭・なら 2017／第 17 回全国障害者芸術・文化祭
なら大会 国際交流事業シンポジウム

近年の国際的な観光の動向として、観光客及び受入れ地域の活性化のツールとしてガストロノミーへの関心が高まっていることを受け、当財団と駐日事務所は「ガストロノミー（食文化）を通した持続可能な観光・国際交流の可能性」をテーマにセミナーを開催した。地域、国内そして世界においてそれぞれのガストロノミーに取り組む関係者による事例紹介と更なる持続可能な観光に資するガストロノミーの在り方について理解を深める機会を提供した。自治体・企業・一般の方等 84 名の参加があり、当財団は駐日事務所と共にこのシンポジウムの企画・運営等を実施した。

開催日：2017 年 10 月 5 日

場 所：奈良県

- ⑤ 「持続可能な観光国際年」記念国際観光シンポジウム

観光庁では、観光の果たす役割やその重要性についての理解を国内外に促進していくことが必要であるとし、UNWTO と協力し、三重県、岡山市と共催で「持続可能な観光国際年」記念観光シンポジウムを実施した。岡山市では「遺産、自然、そして人が関わりあう観光モデルに向けて」、三重県では「観光業の持続可能な発展における女性の役割」をテーマとした。駐日事務所は両会議に参加し運営を協力した。

開催日：2017年10月15日～17日

場 所：岡山県・岡山市

開催日：2017年10月18日～19日

場 所：三重県・鳥羽市

⑥ 第6回都市観光に関するグローバルサミット

持続的で競争力のある都市観光の機会を創造するための方策について議論するため、UNWTO はマレーシア政府と共催で同会議を開催した。政府関係者および観光業界から 45 ヶ国 700 名の参加者があり、駐日事務所は参加者との関係構築および情報収集をおこなった。

開催日：2017年12月4日～6日

場 所：マレーシア・クアラルンプール

⑦ UNWTO 雪と文化の世界観光会議 in 山形

東北初となる UNWTO の会議を山形県、観光庁と共催し、企画段階から講演者の選定・招聘、UNWTO 本部及び各観光団体との調整、当日の会議運営まで中心となって関わった。会議には地域の観光関係者や政府関係者、国内外メディア等 29 カ国約 300 人が参加し、雪を観光資源として活用する「スノーカルチャーツーリズム」について講演や意見交換、視察ツアーなどを通じてその可能性を探った。会議の最後には、主催者である山形県、観光庁、UNWTO と国内の主要観光団体から其々の代表者が登壇し、「雪の文化を活用した取組みにおける知見」及び「山形・東北・日本におけるスノーツーリズムの可能性」についてトークセッションを行い、会議後の記者会見と共に、その場に参加した国内外のメディアを通じて、東北及び日本全体の今後の取組みや方向性について発信を行った。また、期間中に商談会を開催し、東北の観光事業者が海外の旅行会社に地域の魅力をアピールした。

開催日：2018年2月1日～3日（一部4日）

場 所：山形県

⑧ ガストロノミーツーリズム in Japan

駐日事務所は日本観光振興協会(JTTA)と共催で「ガストロノミーツーリズムで食文化を守り・育て、そして地域を元気に」をテーマにシンポジ

ウムを開催した。その中で UNWTO、JTTA、株式会社ぐるなびが共同で実施している、国内におけるガストロノミーに関する共同調査の報告があり、奈良県 荒井知事、ANA 総合研究所 小川正人会長、UNWTO 本部 賛助加盟員部 ヨランダ・ペルドモ部長らの講演があった。国、自治体、民間企業、学術機関、メディア等から約 300 名の参加があり、ガストロノミーツーリズムへの理解を促進すると共に、それをどの様に地域活性化策のツールとして利用するのかの議論が深まった。

開催日：2018 年 2 月 5 日

場 所：東京（国連大学内）

⑨ 第 12 回 UNWTO アジア太平洋エグゼクティブ・トレーニングプログラム

UNWTO アジア太平洋部が毎年開催しているアジア太平洋地域における観光関係者に対する研修プログラムである。近年、IT 技術の発展が進む中で観光を取り巻く環境が急速しており「観光と技術」をテーマとして開催された。16 カ国から 21 名の参加があり、ICT 技術を利用した宿泊施設の情報提供や宿泊予約・販売方法、シェアリングエコノミー、ソーシャルメディアへの取組について各国が情報交換を行った。駐日事務所は UNWTO アジア太平洋部と共に会場の運営を行った。

開催日：2018 年 3 月 19 日～22 日

場 所：インド・ケララ

⑩ 第 10 回雪と山岳観光に関する国際会議

観光庁主導で官民が連携して推進している「スノーリゾート地域の活性化に向けた具体的な取組み」に関連し、今後の議論に役立てるため開催されている同会議に出席。アンドラ公国、政府、UNWTO を中心に 7 つの団体に組織されたこの会議では、長年に渡って山岳地域における観光の発展と持続可能性に関する議論を行っており、今回の会議でも 39 カ国から 400 人以上が参加し 3 日間に渡って議論を深めた。

開催日：2018 年 3 月 21 日～23 日

場 所：アンドラ公国

(3) 観光倫理憲章普及・促進事業（再掲）

[公益目的支出計画 継続事業1 (ロ)]

「世界観光倫理憲章」は 2001 年 12 月に国連総会において観光産業における主な関係者が、責任ある持続可能な観光を実現するために参照すべき規範として採択され、各国で普及の取組みが行われている。2011 年から UNWTO は同憲章の普及促進のために、「民間部門による世界観光倫理憲章への誓約(Private Sector Commitment to the Global Code of Ethics for Tourism)」を民間企業・団体が署名することにより、世界観光倫理憲章の理念が実現できるように取り組んでいる。

「ツーリズム EXPO ジャパン 2017」では駐日事務所が審査に参画する『ジャパン・ツーリズム・アワード UNWTO 部門賞』において世界観光倫理憲章の理念に則った優秀な取組みを行っている会社・団体を表彰した。

(4) UNWTO 及び国連世界観光機関駐日事務所に関する情報発信の強化

[公益目的支出計画 継続事業1 (ロ)]

① UNWTO 本部と国連情報センターのウェブサイト、ソーシャルメディアを通じた情報発信の強化

UNWTO 本部や国連情報センターにおいて、ウェブサイトやソーシャルメディアを活用した情報発信を活発に行っており、これらの既存の情報発信スキームを活用して UNWTO 及び駐日事務所の事業に関する情報発信を支援した。

② UNWTO 本部、駐日事務所における報道発表、UNWTO アジア太平洋ニュースレターを通じた情報発信の強化

駐日事務所では、UNWTO 本部の UNWTO アジア太平洋ニュースレター (UNWTO Asia-Pacific Newsletter) 等を通じて、UNWTO の活動、駐日事務所、APTEC の活動、APTEC 賛助会員の活動に関する情報を発信することに努めた。

平成 29 年度は、アジア太平洋ニュースレターにおいて 9 月に東京ビッグサイトで行われた「ツーリズム EXPO ジャパン (TEJ)」、「国連世界観光機関 (UNWTO) ブース出展」並びに東洋大学で実施された特別講演会等の事業や堺市のディスティネーションレポートを掲載し、駐日事務所の観光業界との連携事業及び主な活動について情報発信を行った。

③ 会議、セミナー、シンポジウムにおける UNWTO の活動に関する情報発信

ア. 世界銀行 観光実務者研修会合

文化遺産及び世界銀行東京防災ハブ、東京開発ラーニングセンター (TDLC) の主催で自然・人為的災害時における文化遺産の危機管理について議論するセミナーが開催された。当財団は「観光と文化：自然・文化遺産の促進及び保存」をテーマに講演し、UNWTO の出版物「Toolbox for Crisis Communication in Tourism」を紹介し、災害時の文化遺産の保全には、住民および各ステークホルダーが連携し、迅速かつ適切に危機管理の内容を共有できるクライシス・コミュニケーションの重要性について述べた。ブータン、中国、ミャンマー、ネパール、フィリピンなど約 9 カ国から約 45 名の参加者があった。

開催日：2017 年 4 月 13 日

場 所：京都市（立命館大学内）

イ. 第 102 回二科展デザイン部「持続可能な観光国際年」をテーマとしたポスター展

二科展デザイン部は、毎年公的なテーマを取り上げて作品を募集し、テーマに即した会員、会友の作品と一般公募の入選作品を会場に展示することにより、そのテーマの理解と啓蒙に役立つことを目的としている。同部は観光国際年への理解と関心を広く周知するために今回のテーマを「持続可能な観光国際年」と決定した。優秀なデザインには UNWTO 賞、外務大臣賞、観光庁長官賞がそれぞれ授与され、駐日事務所は UNWTO 賞の特別審査員として参加しこの取組を支援した。

開催日：2017 年 9 月 9 日～18 日

場 所：東京（国立新美術館）

ウ. サステイナブル・ツーリズム国際認証 (GSTC) 島原半島フォーラム
NPO 法人日本エコツーリズムセンターが主催する、地域の文化と自然を守り地域に恩恵をもたらしながら国際的に競争力のある destinations をつくるための国際的な基準である「グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会国際基準 (GSTC)」を学ぶ同会議において、駐日事務所が「持続可能な観光国際年」をテーマに国際年の背景や、国際年の 5 つの重点項目、持続可能な観光開発 (SDGs) と観光について

講演を実施した。また、パネルディスカッションにおいて、地域レベルでの GSTC への取組みについて助言を行った。

開催日：2017 年 11 月 3 日～5 日

場 所：長崎県・島原市

エ. JNTO インバウンドシンポジウム

JNTO 主催のシンポジウム「訪日インバウンド新潮流～持続可能な観光を目指して～」においてパネルディスカッション「観光業を持続可能な産業にするためには」に登壇した。400 名を超える参加者に対して、国際旅行者数の動向と共に、国連が定める持続可能な開発目標（SDGs）について紹介を行い、UNWTO が推進する責任ある持続可能な観光に取り組むことの重要性及び観光客が責任ある旅行者になる必要性等について発表した。

開催日：2018 年 2 月 28 日

場 所：大阪市

オ. 京都観光データウォーク

京都大学デザイン学研究連携プログラム主催、京都大学大学院情報学研究所 (UNWTO 賛助加盟員) が共催するセミナーに参加。UNWTO の推進する持続可能な観光発展のための指標を参考に、MESHSTATAS 及び京都市オープンポータルサイトを活用して、京都市における測定可能な指標について議論を行なった。駐日事務所からは初日に「UNWTO の活動と役割」及び「持続可能な観光」について説明、その後ワークショップに参加した。

開催日：2018 年 3 月 11 日～13 日

場 所：京都市

④ 関空旅博 2017 への出展

旅博会場内にブースを構えて UNWTO の活動について来場者に紹介。

UNWTO に関するクイズ等を実施し、2017 年の国連のテーマである「持続可能な観光国際年」や世界観光倫理憲章について興味を持っていただけのように案内。APTEC 賛助会員から提供された観光ガイドや商品紹介資料を配布することにより APTEC 賛助会員の広報活動も行った。

開催日：2017年5月27日～28日

場 所：関西国際空港

⑤ 観光国際年のプロモーション

各ステークホルダーと連携し、観光国際年の周知を促進。

ア. UNWTOは株式会社サンリオとの間でハローキティを同国際年の特別大使に任命する合意書に署名した。また、ハローキティが観光国際年を促進する映像「Travel. Enjoy. Respect. =旅して、楽しんで、感謝する」が制作され、駐日事務所はプレスリリース及びウェブサイトにおいてこの取組を周知した。

イ. 観光国際年を国内でより浸透するように駐日事務所は、UNWTO本部と共に日本語版のロゴを作成した。同ロゴは駐日事務所のウェブサイト等で展開し多くの旅行業界、教育機関、メディア等に使用された。

ウ. 「ガストロノミー(食文化)を通じた持続可能な観光・国際交流の可能性」をテーマにしたセミナーの開催時に、参加者の観光国際年への関心を高めるため、二科展入賞者の作品を掲示した。

エ. その他、当財団との連携において観光国際年の普及に協力いただいた団体は以下のとおり。

団 体：成田国際空港株式会社

期 間：2017年9月1日～12月31日

内 容：ターミナル内での観光国際年ビデオ
(UNWTO・ハローキティともに) 放映

団 体：新関西国際空港株式会社

期 間：2017年10月23日～12月31日

内 容：ターミナル内での観光国際年ビデオ
(UNWTO・ハローキティともに) 放映

団 体：全日本空輸株式会社

期 間：2017年12月1日～12月31日

内 容：機内（国内線・国際線）で観光国際年ビデオ（UNWTO）放映

団 体：地球の歩き方 2017-2018 版

内 容：オーストラリア、インド、カナダの刊において観光国際年を紹介

(5) 国連世界観光機関駐日事務所におけるボランティア、インターンの受入事業

[公益目的支出計画 継続事業1 (ロ)]

駐日事務所が UNWTO の活動へ参加する機会を提供することによって、観光人材の育成をすることを目的にベトナム人留学生のインターンを受け入れた。

氏 名：ヌ ミン ティー氏（立命館アジア太平洋大学）

期 間：2017 年 8 月

第 2：地方公共団体等が行う観光交流促進に関する宣伝活動等に対する支援

[当財団定款第 4 条（3）、（7）]

[A P T E C 財源事業]

1. ビジット・ジャパン地方連携事業への参加

当財団に支援を頂いている自治体と連携し、ビジット・ジャパン地方連携事業を実施。

平成 29 年度は奈良県及び和歌山県、三重県が連携する紀伊半島滞在型観光プロモーション事業に参画し、訪日外国人誘致に資する観光プロモーション活動のサポートを行った。

2. 国際交流サロンの運営

当財団の事務所に隣接している国際交流サロンにおいて、平成 29 年度は奈良県外国人支援センターの協力を得て、毎週定例会やイベントを開催し、奈良県下の留学生を中心に国際交流を図った。

(1) 奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合主催 留学生等意見交換会の企画及び参加

奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合が、県内の宿泊業の訪日外国人客受け入れ能力の向上を目指して開催した留学生等意見交換会の企画に参

画するとともに外国人職員を派遣した。同会には県内大学で学ぶ留学生や行政関係者、宿泊業関係者等の30名以上が参加し、奈良の観光地としての強みと弱みや今後の課題について、外国人としての視点を基に意見交換を実施した。

開催日：2018年1月13日

場 所：奈良

3. 国際人材育成支援事業

(1) 教育関係への支援事業

UNWTO、国連の活動やUNWTOが推進する持続可能な観光等について特別授業及び講演を実施した。

ア. [高等学校]

近畿大学附属高等学校 (5月24日)・東大阪市

奈良市立一条高等学校 (6月6日)・奈良市

奈良県立畝傍高等学校「SGH研究発表会等」・橿原市

(7月29日、2018年1月18日、2月10日)

イ. [大学]

奈良女子大学「MAHOROBA サマープロジェクト」(7月13日)

ウ. [国際団体等]

JICA 課題別研修 (東洋大学内) (7月5日)・東京

(JICA 関西) (7月14日)・神戸市

4. 広報宣伝活動

(1) APTEC 賛助会員の宣伝の機会の提供

5月27日・28日に開催された関空旅博2017においてブースを設置し、APTEC 賛助会員である自治体の観光パンフレットや企業の商品紹介パンフレットの配布、ポスター展示を行い旅博来場者に対する情報発信を広く行った。

以上